

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和2年第4回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和2年12月15日(火) 開会：午前 9時59分 閉会：午後2時20分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 96号 総合福祉センター等における指定管理者の指定について
議案第 99号 板谷波山記念館における指定管理者の指定について
議案第100号 筑西市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第101号 筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

(分割付託分)

- 議案第102号 筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の制定について
議案第103号 筑西市板谷波山記念館条例及び筑西市立農業資料館条例の一部改正について
議案第106号 令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)のうち所管の補正予算
議案第107号 令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第108号 令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第109号 令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第112号 令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)のうち所管の補正予算
議案第113号 令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
議案第114号 令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
議案第115号 令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第3号)
-

4 出席委員

委員長	小島 信一君	副委員長	小倉ひと美君			
委員	保坂 直樹君	委員	増淵 慎治君	委員	真次 洋行君	
委員	秋山 恵一君	委員	榎戸甲子夫君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 松本 奈美君

委員長 小島 信一

○委員長（小島信一君） ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

議案審査の順序ですが、指定管理者議案2案、条例議案4案、補正予算議案8案について、それぞれ所管部ごとに審査願いたいと存じます。

また、筑西市議会基本条例第19条の申合せにより、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、審査に入ります。

初めに、保健福祉部です。

議案第96号「総合福祉センター等における指定管理者の指定について」審査願います。

社会福祉課から説明願います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課の國府田です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、願います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 議案第96号「総合福祉センター等における指定管理者の指定について」ご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、公の施設、名称、所在地の順でお読みします。総合福祉センター、筑西市小林355番地、関城老人福祉センター、筑西市藤ヶ谷733番地4、明野老人福祉センター、筑西市新井新田41番地1、明野農村環境改善センター、筑西市新井新田41番地2、協和ふれあいセンター、筑西市久地楽237番地7、指定管理者、名称、社会福祉法人、筑西市社会福祉協議会、代表者、会長、落合聖二、所在地、筑西市小林355番地、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。令和2年12月2日提出でございます。

次のページをお開き願います。筑西市総合福祉センター等の指定管理業務に係る仮協定書の写しでございます。本施設につきましては、平成28年から令和2年までの5年間を同社会福祉協議会が指定管理者として運営しております。その指定管理期間が満了することに伴い、新たに令和3年度から令和7年度までの5年間について、同社会福祉協議会を指定管理者として指定することについて議会の議決をお願いするものでございます。

なお、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されております。筑西市においても、地域福祉計画の内容を実現、推進するために重要な役割を担う団体となっております。今回引き続き指定管理者に指定することで、安定的な施設管理運営と地域福祉施策の一体的かつ効率的な事業推進が図られ、また相乗効果により事業効果、施設利用率の向上も見込んでいくところでございます。加えて、指定管理委託料につきましては、この仮協定書に記載してございますが、別途上程しております議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」の債務負担行為補正

の議案説明の中で改めて説明させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 資料ありがとうございます。単純な質問なのですが、資料の1枚目の一番下のところで、各施設の額が載っていますけれども、明野の場合は、2つの施設なので額も大きいと思うのですが、その辺の状況をお願いします。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 明野農村環境改善センターと明野老人福祉センター、2つの施設のほうをまとめてこちらのほうに載せてありますので、金額的にはちょっと若干増えるような形でございます。

（「内容、内訳」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、もう1度、すみません。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 内訳につきましては、人件費、事務費、需用費、役務とか全部合計させていただいて、そちらのほうに載せてあるような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） マイクに近づけてお話し、お願いします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 不勉強で申し訳ないのですが、明野の場合は、老人福祉センターと、それから農村環境改善センターで2つなのですが、それぞれの使っている、活用しているその役割の違い、まずそれをお願いします。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、お願いします。役割の違いです。お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 役割というか利用している方につきましては変わらず、会議室とか施設の利用をしておりますので、特に大きな変わりというのはなく、一体として使っております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） それで、旧3町を比較すると、明野の活用が多いというふうに見えるのですが、その辺のところを何でだろうと単純に思うので、その辺をお願いします。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長。お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 利用につきましては、明野農村環境改善センターと明野老人福祉センター合わせますと、令和元年度につきますと利用者数7,134名利用しております、関城老人福祉センター等につきましては5,749名、協和ふれあいセンターにつきましては6,087名と利用されている方がおりますので、利用数に関してはそれほど変わらないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

ほかにもございますか。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 指定管理者制度というのはここ10年来、もちろん福祉センター以外にもスポー

ツ施設とかいろいろな行政にまつわる施設等が管理者制度になっていますよね。保健福祉部ではこういう管理者制度によってどういうメリットが出ました。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） やはり福祉施設でございますので、指定管理者、社会福祉協議会につきましては、地域の担い手ということでやっていただいておりますので、こちらを利用する人数、高齢者の方とか庁外の方とかボランティアの方とか、そういう形で大勢の方が利用されているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私は、ちょっと話変えますが、スポーツ施設の指定管理者制度、大反対なのです。近々反対論をぶとうと思うのですが、市民が困っています。これはスポーツ施設。ですから、福祉部ではこの福祉センター等における指定管理者制度に十分な配慮をなさって、市民に不備不徹底がないように、有効利用ができるような、そういう指導をしていっていただきたい。その意見を申し上げて終わります。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 詳しい資料を出していただいてありがとうございます。その中で、令和3年度から陶芸窯が有料化ということで使用料が入っています。この有料化した経緯についてお願いします。

あともう一点、新規事業について、建物の調査と防火施設の調査とありますが、これは今まで全然やっていなかったのか。また、この調査の説明、どのような調査をするのかお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 2点ですね。

國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 陶芸窯の有料化に関しましては、陶芸窯につきましましては、どうしても電気料が相当かかるということで、そちらのほうで協議したところ、ほかの施設等も料金を取っているというところもありまして、こちらのほうの料金のほうの設定をさせていただきました。

次……

○委員長（小島信一君） 次に調査の件です。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 新規事業でございますが、建物調査ということで、こちらは3年に1度義務化されております。あと、防火設備調査ということで防火扉等がありますので、そちらのほうは毎年届出の義務ということになっておりまして、今までは社会福祉課のほうで対応していたのですけれども、こちらのほうを指定管理者のほうにお願いしまして、今後指定管理の中でやっていただくということで設定をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この陶芸窯の有料化について、利用者の方と何か協議をされたようですが、特に問題なく有料化にできたのか。

あと、新規事業については、これは今まで市のほうで行っていたものを指定管理にしたということは、

どういった理由からなのか。何かメリットがあって指定管理にしたのか、その説明をお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 2点ですね。

國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 陶芸窯につきましては、社会福祉協議会も含めて利用者のほうと説明をさせていただきながら進めさせていただきました。

あと、こちらの新規事業につきましては、今まで、先ほどお話ししたとおり市のほうでやっていたのですけれども、これを社会福祉協議会にお願いすることによって、社会福祉協議会のほうでもその状況が把握できる。また、市のほうとしてもそれだけの事務量が減るといふところのメリットがあるということで、こちらのほうを委託料のほうに載せていただきました。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この新規事業に関しては、市で行うよりも金額的に社会福祉協議会のほうで指定管理者が行ったほうが安くなっているのかということと、ここの施設は包括管理の中には入っていないのかについてお願いします。

○委員長（小島信一君） 2点ですね。

國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） こちらの包括管理につきましては、指定管理のほうでやっておりますので、市のほうの包括管理の中には入っておりません。金額につきましては、こちらのほうは業者のほうに払う金額を載せておりますので、大体この金額で多くなるとか安くなるというのは、大きな変化はないと感じております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい、ありがとうございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） すみません、この資料を頂いた後で指定管理者、平成28年から令和2年までの費用、1年目が6,741万9,000円、あとずっと出てきますけれども、令和3年から今度の5年間で、下のほうを見ると89万7,000円、あと139万2,000円、これは逆に言うと上がっている理由はいろいろな状況があるのでしょうかけれども、指定管理者になるとそういうふうな経費削減というか、そういうものになるというふうに思っていたのですが、逆にこれ毎年上がってきているのですけれども、その要因は何ですか。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 先ほどもお話しした新規事業のほうもこちらに載せておりますし、消費税が上がったというところもありますので、指定管理料が上がっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、今言われた消費税は8%から10%に上がった、そういうものが含まれているということですが、これは指定管理すると認識的には結局、市の今までやっていた、極端に言え

ば人件費だとか安くなるという発想を持っていた。合理的になると思ったのですけれども、それとは違う方向性で進んでいる形になっていると思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） この人件費が安いのかというところになりますと、安いとも高いともちょっと言えないところがあるのかなと思うのですけれども、方向性的にはやはりどうしても福祉センターというところで、地域の福祉の担い手というところもありますので、社会福祉協議会のほうにこの金額でお願いしたいというところですので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 分かりました。取りあえずこちらのほうでお願いしているというか、指定管理者になっているので、その辺はやっぱり市民の皆さんが納得いく形で、だって今までの職員さんがいたのとあまり変わってきていないような、データをちょっと調べますけれども、そのような気がしてならないのですけれども、せっかく指定管理者になったのだから、何か大きいいわゆるメリット、こうなったのだと、そういうものが必要ではないかなと思ったのですけれども、その辺は今後どうするか、聞かせてください。

○委員長（小島信一君） 答弁求めますか。

○委員（真次洋行君） はい。

○委員長（小島信一君） 赤城保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（赤城俊子君） ご答弁申し上げます。

確かに真次委員さんのおっしゃるように、社会福祉協議会のほうで指定管理のほうは受けていただいて、また次の来年度からの指定管理ということで今回上程させていただいたところではございますが、社会福祉協議会につきましては、やはり地域の高齢者の団体さん、そしてボランティア団体さんともかなり連携を密にして活動していただいているということもありますので、引き続きそのような地域密着をしている社会福祉協議会として、活動を今以上にお願いしているところではございます。やはり身近な社会福祉協議会ということもございますので、意見もいろいろ細かく、高齢者クラブの方からとかも聞いていただいて、それにできることについては、すぐに対応していただいているという話も社会福祉協議会のほうからも、そして高齢者のクラブのほうからもそういう意見もいただいたりしておりますので、継続してそういう連携を取りながら、地域に根差した社会福祉協議会として活動していただきたいと考えておりますし、担当課のほうでもそのようなことは把握しておりますし、常時相談等がございましたら対応しているという状況もございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第96号の採決をいたします。

議案第96号「総合福祉センター等における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第100号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」審査願います。

医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 医療保険課の坂谷と申します。着座にて説明します。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第100号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、地方税法の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることとなったことから、条例を改正して対応するものです。

次に、改正内容でございますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益を生じないようにする必要があるため、規定するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行し、この規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によることと定めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 税法改正から来る条例改正ですね。

○医療保険課長（坂谷康弘君） はい。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この改正によってどういう結果が出るかという話なのですが、要するに世帯によって上がる、下がるという状況のことなのですけれども、ざっくりばらんに言って上がる世帯、下がる世帯というのは試算をしていますか。世帯数でいいです。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） お答えします。

まず、上がる世帯、下がる世帯についてご説明いたします。まず、この改正内容につきましては、給与及び年金の収入を得ている者、所得を得ている者の所得のほうを10万円下げて、最後に皆さんにかかる、所得も関係なく全員下がる控除、基礎控除というものを10万円上げるということになっております。これがメインの改正でございます。そういう方におかれましては、給与、年金、所得を持っている方は10万円控除が上がって、10万円所得控除が下がって、すみません。

○委員長（小島信一君） 分かりづらいです。もう1度よろしいでしょうか。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 10万円の所得控除が引き下がって所得が増えた分、最後の基礎控除の部分が10万円引き上がることによってとんとんという形になりまして、給与、年金、所得をもらっている方

の課税額は変更ございません。

なお、ほかの例えば不動産所得とか農業所得のみの方の世帯につきましては、もともと下がる、所得控除に制限がないので、基礎控除分だけ増えることになりますので、その方々は課税額が減ることになります。したがって、増える世帯というものは試算上あり得ません。減る世帯については、先ほど申し上げた事業所得とか農業所得のみの方、不動産所得のみの方、給与所得とか年金所得をもらっていない方で、そういう方については下がる形になります。

なお、世帯数の内訳につきましては、こちら課税データというものを課税課からいただいているものでございます。課税の内訳について国民健康保険税のほうでは把握しておりませんので、その方々の、何人いらっしゃるかとということまでは把握していない状況でございます。あとは、先ほど申し上げたように、1人の方で給与と不動産所得をもらっている方もいらっしゃるもので、さらにそのデータをいただいても、それを振り分けるということがまたまたあれなので、その実数というのがなかなか分からないということで、申し訳ございません。

○委員長（小島信一君） 具体的な人数までは把握できないということですね。

○医療保険課長（坂谷康弘君） そうなのです。すみません。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 課税課ではないと分からないということですか。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 課税課のほうで所得入力というのはされておりますので、この人がどのような所得をいただいているとか、その課税をつくる段階におきまして、今回の例えば不動産所得の合計額とか農業所得の合計額というのは出ますけれども、例えば先ほど申し上げたように、その方が不動産や農業やら給与をもらっているとか年金をもらっている場合のときには、今度その世帯がまた違ってきますので、課税の入力は分かるのですけれども、それを今度その人が、それが該当するかどうかというと、また混合してしまいますので、ちょっとその課税課からデータをいただいたとしても、また振り分ける、さらに個別に振り分けるという作業が、そこまで国保税は課税のほうでは見ておりませんので、なかなかそのデータ把握はちょっと難しいかと思われま。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） そうすると、国保の財政計画が、これによってどう影響するかというのは、現段階では分からないということですか。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、それは料金の件ですか。料金の件をお聞きになっているのですか。

○委員（三浦 譲君） そうそう。国保税がこの法改正によって、トータルの徴収額、それが減ることになると、どこかで補填しなくてはならないですね。そういった影響が出てくると思うのだけれども、今回の場合、その辺はどうなのですか。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 11月30日現在の令和2年度の課税額、調定額は……

○委員長（小島信一君） 端的に短く教えてください。お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 申し訳ございません。

○委員長（小島信一君） 総合的に増えるのか減るのかという答えだと思います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 総合的に言いますと、該当する世帯については減額になりますので、調定分はその分減りまして、収入額もそれに応じて減る見込みになりますので、その分の赤字については、補填される形にならざるを得ないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） その赤字の補填分をどうするかというところまでは、まだ方針が決まっていないのですか。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、どうでしょう。端的に。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 筑西市はもともと国保財政が赤字財政で、一般財政から補填されていますので、金額の内容についてはちょっと分かりませんが、補填されるということは変わらないかと思えます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第100号の採決をいたします。

議案第100号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について（分割付託分）」、審査を願います。

介護保健課から説明願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤と申します。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 中澤介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」、筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、介護保険課、医療保険課所管の条例の一部改正についてご説明いたします。

この条例の一部改正は、地方税法の一部改正に伴い延滞金に係る条例の一部を改正するものでございます。1ページを御覧ください。下から3番目、第2条、筑西市介護保険条例の一部改正でございます。第8条第1項中「(昭和25年法律第226号)」を削るほか、附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年にお

る延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改めるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。上から7段目、第3条、筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。こちらも同様に、附則第2条中「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に名称を改めるものでございます。延滞金特例基準割合の算定割合に変更はございません。

この条例は、令和3年1月1日から施行し、施行日の日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によると定めております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） これも法令改正に基づく条例改正のようです。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第101号の採決をいたします。

議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について（分割付託分）」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第102号「筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の制定について（分割付託分）」審査願います。

社会福祉課から説明願います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課、國府田です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 議案第102号「筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例制定につきましては、災害対策基本法第49条の11第2項により、避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供について、市町村の条例に特別の定めがある場合を除き本人の同意が必要とされていることから、筑西広域市町村圏事務組合消防本部、茨城県警察、民生委員等特定の避難支援関係者に対して、同意の得られていない名簿情報の提供を可能とし、緊急非常時に素早く適切な対応を取って避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため、名簿情報の提供等について条例を制定するものでございます。

条文の内容でございます。第1条は趣旨でございます。この条例は、災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者に係る名簿情報の提供並びに個別計画の作成及び提供に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は定義でございます。この条例において使用する用語の意義は、災害対策基本法において使用する用語の例によるとしております。

第3条は、個別計画の作成でございます。市長は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により提供する名簿情報に基づき、避難行動要支援者の家族及び当該避難行動要支援者が居住する地域における民生委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者であって特に必要と認められる者と協力し、避難行動要支援者に係る次に掲げる（1）号から（4）号の事項にある「避難支援等を行う者に関すること」、「避難支援等に留意すべきこと」等についてを定める個別計画を作成するものとしております。2項は、「個別計画は、原則として、避難行動要支援者の同意を受けて作成するもの」としております。

第4条、名簿情報の提供の特例でございます。「法第49条の11第2項ただし書の規定による条例で特別に定める場合は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部、茨城県警察及び民生委員その他避難支援等の実施に携わる関係者であって市長が特に必要と認める者に対して名簿情報を提供する場合とする」としております。2項は、「当該名簿情報は封印をして行うもの」としております。3項は、避難……

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、いいですか。これは条文全部読むのは大変なので、概略だけ説明してください。皆さんもう読んでいますので、よろしくお願ひします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 分かりました。第5条は「名簿情報の管理状況に係る報告等」でございます。

第6条は、「提供を受けた名簿情報に係る配慮等」でございます。こちらのほうにつきましては、（1）号から（4）号に定めておりますように、当該名簿の複写、複製の禁止、この条例の目的以外の使用禁止等を定めております。

第7条は、「個別計画の提供等」でございます。

第8条は、「委任」でございます。

最後に附則になります。この条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願ひます。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） この災害避難計画については、さきの一般質問でも私発言しておりますが、今地域の方というふうに、もちろん消防とか公の防災体制に位置する方々以外で、全く地元の方に組織化をしてという狙いがあるわけですね。そうしますと、真っ先に出てきたのは民生委員、そして次に地域と言えば自治、このお二方とも行政機関の末端機関なのです。では、行政として民生委員と自治委員のその取組というか、そういういざ災害というときに、そういうフォーメーションを組むのにどういうことを考えています。民生委員さんに対して、自治委員さんに対して。

○委員長（小島信一君） この条例と直接関係ありますか。

○委員（榎戸甲子夫君） 条例に関係するから言っているのだよ。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、よろしいですか。

○社会福祉課長（國府田和伸君） やはり災害時に第一に当たる地域の方を災害から守るということで、行政としましても直接なかなか災害時に対応し切れないところもありますので、やはりそちらについては民生委員さん、または自治委員さん、地域のそういう消防活動をしている方が、市長が認めればそういう

情報の管理等を徹底していただければ、今後そういう形で提供できるような形で支援をしていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私が求めているのは、私は市議員ですから、地元の自治会単位でこういう例えば水害の、あるいは火災の危機に瀕する地域だとか周辺だなというのは常に頭にあるのです。そのときに、名簿を作成して住所氏名、そういうものをきちんとして金庫にしまっておいて、鍵を誰が開けてという、非常に避難訓練のための要綱みたいにしかならないのです。例えば我が筑西市の最たる被害というのは台風、水害、あるいは住宅密集地の市街地の何度も過去起きている火災、そういうときにこの名簿作成ももちろんですが、その以前に行政として考えなければならぬのがあるのではないかと、私は前回の質問には立ったつもりなのです。つまり民生委員に依頼をしても、民生委員さんが地区に大体自分が担当するという市民の方がどれくらいいるか、あなた方把握していますか。あるいは自治会というのは、20戸でも自治委員さん、100戸でも自治委員さん。ですから、そういうことの本当の地域に張りついた指導というか、あるいは地域防災型、そういうものを市内全体に計画をして、その情報を伝達して、地域に、そうなれば、名簿というのはお年寄りが多いのです。弱い方。年数たつと大体消えるのです。徐々に下から上がってきます。ですから、名簿も金庫に來しておいて個人情報漏れない、個人情報保護条例、それに基づくからこういう面倒くさいような文言になっているのです。ですから、ちょっと質問長くなりましたが……

○委員長（小島信一君） 答えやすいように質問してあげてください。

○委員（榎戸甲子夫君） では、まとめます。

自治委員さんの管轄は広報広聴課、民生委員は社会福祉課、この取組ということをおなた方は考えたことないでしょう。それを考えてくれませんか。説明が長くなりましたが。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 民生委員さんの認定というか、民生委員さんを決めるのに、やはり自治委員さんの推薦が必要になっておりますので、そちらのほうで協力し合って民生委員さんを出してもらうというのがまず1つあります。あと、やはり管轄というか自治委員さんを管轄している部署と民生委員さんを管轄している社会福祉課のほうで別になっておりますので、今後そちらのほうと連携を図りながら、説明会なり協力できるような体制づくりを今後していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） ここだけではちょっと話が、時間がかかり過ぎてしまうものね。私ももっとも地域防災の件について考えていきますので、あなた方も本当の末端の、すぐ目の前に川がある、ちょっとした大水でひたひたと来ている、そういうのがこの筑西市たくさんあるのです。たまにはそういうところの市民の声を聞いたり、いざ大雨が降ったときにはちょっとおいでになって、どういう状況かとなれば、こんな面倒くさいことをつくらなくても、もっともっとすばらしい地域防災の形ができます。ですから、そういうことをお願いして、私の質問はやめます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第102号の採決をいたします。

議案第102号「筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第106号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思えます。

それでは、健康増進課から説明願います。

○健康増進課長（外山知子君） 健康増進課の外山でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長、よろしく願いします。

○健康増進課長（外山知子君） 議案第106号のうち、健康増進課所管につきましてご説明申し上げます。

この補正予算は、債務負担行為を設定する補正予算でございます。9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。番号25番、事項欄、「定期予防接種個別接種委託」、番号26番、事項欄、「任意予防接種個別接種委託」につきましては、どちらも令和2年度中に契約を締結し、準備する必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

次の番号27番、事項欄、「成人健診受診券等印刷・封入封緘委託」につきましては、4月中に対象者に通知をする必要があり、令和2年度中に準備をする必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

続きまして、番号28番、事項欄、「成人健診予約受付委託」につきましては、新型コロナウイルス対策として密を避けるために、健診を予約制で実施するための業務です。健診を委託している茨城県総合健診協会にコールセンター及びインターネットによる予約受付を委託するものであり、4月中に対象者に通知をする必要があり、令和2年度中に準備をする必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

その下の段、番号29番、事項欄、「女性検診予約等委託」につきましては、上の段、成人健診予約受付委託と同様に、密を避けるために女性検診を予約で実施するものであり、茨城県総合健診協会にコールセンター及びインターネットによる予約受付、受診券の作成及び封入封緘を委託するものです。4月中に対象者に通知をする必要があり、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

最後に、番号30番、事項欄、「24時間電話健康相談サービス委託」、番号31番、事項欄、「メンタルチェックシステム運営管理委託」につきましては、どちらも令和2年度中に契約を締結し、準備する必要がある

ため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

続いて、地域医療推進課から説明願います。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 地域医療推進課の鳥海でございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長、よろしくお願いたします。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 議案第106号のうち、地域医療推進課所管につきましてご説明申し上げます。

9ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。番号欄32番から34番でございますが、筑波大学、自治医科大学、日本医科大学から茨城県西部メディカルセンターへ医師を派遣していただくための寄附金でございます。

まず、番号欄32番、事項欄、茨城県西部地域医療寄附講座寄附金（筑波大学）、期間、令和3年度から令和4年度、限度額2,280万円についてでございますが、小児科におきまして、昨年度末は研修医も含め常勤医師3名体制であったところ、定年退職等により今年度当初は1名でございましたが、筑波大学との交渉により10月より1名追加して派遣いただき、現在は常勤医師2名体制で対応しているところです。茨城県西部メディカルセンターは、地域で唯一の小児科の入院治療ができる施設であることから、今後も引き続き複数名の常勤医師を安定的に配置し、小児医療の充実を図る必要があります。そのため、令和3年度より常勤小児科医のうち1名を教員とすることで、研修医の受入れがしやすい環境が整えられ、医師確保につなげるために設定するものでございます。

続きまして、番号欄33番、事項欄、茨城県西部地域医療寄附講座寄附金（自治医科大学）、期間、令和3年度から令和5年度、限度額1億3,447万5,000円についてでございますが、令和2年度末で3年間の協定期間が終了するため、引き続き各年医師3名分について、3年間の協定を結ぶために設定するものでございます。

続きまして、番号欄34番、事項欄、筑西市地域医療支援システム講座寄附金（日本医科大学）、期間、令和3年度、限度額6,000万円についてでございますが、令和3年度に医師4名分の協定を結ぶために設定するものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 西部機構への寄附講座ですけれども、小児科のほうをまず聞きますが、現在2名で、1名を教員にするということは、2名のうち1人を教員にするのか、教員を派遣してもらうのか。それでトータル何名になるのか、これをお願いたします。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長、お願いたします。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） この教員に対して、まず大学で募集をかけて寄附講座で先生が来

ていただける流れになっておりますので、まず常勤として来ていただける医師の中で、1名教員にするという形になると思います。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長、今の質問は、2名のうちの1人が教員ですか、それとも2名プラス1名が教員ですかということなのですが。

○委員（三浦 譲君） 今それ分かりました。

○委員長（小島信一君） 2名のうち1人……

○委員（三浦 譲君） 新しく先生が来るように頑張るということですね。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） はい。

○委員（三浦 譲君） トータルでは、結局何名。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 教員に1名なることで、もう1名、研修医を含めて先生と医師を迎えられるという制度になっておりますので、3名体制で令和3年度は小児科の診療を行っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それともう1つ。自治医科大学の人数ですけれども、これは令和3年度から令和5年度で1億三千幾らということで、3名分だという話だったのですが、3名にすると、この金額は1年分ですか3年分ですか。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 3年分。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 医師3名分の3年分だとすると、非常に少ない金額で寄附講座ができる。何となく非常にお得に思ってしまうのですが、その辺お願いします。

○委員長（小島信一君） 質問は、安くていいのですかということですか。

○委員（三浦 譲君） まあそうです。ざっくりばらんに。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） お答えいたします。

筑波大学、自治医科大学、日本医科大学と、大学によりまして先生に来ていただける単価の違いがございまして、こういった形で3大学のばらつきはあるのでございます。あと、もう1つは、来ていただける先生の階級というのがございまして、教授、それからまたは講師、そういった形でお迎えする先生の階級によっても寄附講座の金額の違いが出ております。

以上です。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 医療保険課の坂谷です。着座にて説明します。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄28、高齢者医療制度円滑運営費補助金19万8,000円、並びに款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄30、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,269万8,000円、合わせて2,289万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、後期高齢者医療に係る国及び県からの補助金及び負担金が交付されるものでございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目8老人医療給付費、説明欄、後期高齢者医療経費3,770万円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入で計上いたしました補助金及び負担金を含めて、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すためのものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員（三浦 譲君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課から説明願います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課、國府田です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 議案第106号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1.追加でございます。下から2行目、番号35番、事項欄、総合福祉センター等指定管理委託を御覧願います。最初に、限度額に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。限度額3億1,097万7,000円を1,000円増の限度額3億1,097万8,000円に訂正をお願いするものでございます。どうぞよろしく願います。

内容につきましては、こちらは、先ほど議案第96号でご説明しました総合福祉センターにおける指定管理者の指定に係る指定管理委託について、令和3年度から令和7年度の5年の期間でございます。限度額は3億1,097万7,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲として記載してありますが、限度額を3億1,097万8,000円と訂正させていただき、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、その下、番号36番、事項欄、自立相談支援事業委託でございます。これは、生活困窮者自立支援事業の中の相談業務を筑西市社会福祉協議会でも行うため、事前の契約が必要な委託事業のため、限度額354万5,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） ただいまの説明の自立相談支援事業委託、年間350万円もかかるの。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉協議会での年間相談をさせていただきまして、そちらのほうの相談員さんの給与、あとは相談業務、あとは事務費等の消耗品等でそちらのほうの金額がかかるようになっております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 民間でもこういった相談を受けている会社がありますよね。そこと併せてみても、ちょっと行政が行う委託する割合にしては随分高額ではないかと思うのですが、それを調べたことはありますか。

○委員長（小島信一君） 金額が高い理由を合理的に説明できますか。

國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） ほかのそういう業務相談に関して、同じような確認のほうはしてはいないのですが、年間、令和元年度で106件、平成30年度で134件の相談なんかは社会福祉協議会のほうで受けていただいて、市のほうの相談業務と併せてきめ細やかな対応をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） もう少し具体的な数字が出ると分かりやすいと思うのですが。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 指定管理者制度の社会福祉協議会ですよね。それと、私は疑心暗鬼かもしれませんが、委託した指定管理者から申出があったら、すんなりそのまま金額をお渡しというか、承諾しているのかなというふうに思ったのです。ということは、相談員ですから、これは弁護士とかああいう資格を持った方々の給与とか人件費は高いのですよね。でも、これに当たる方は学校の先生方とか相談員ですから、でも背景には自立支援という福祉施策の一環です。これは、こういうことさえも私は金額には提示された場合にもシビアな対応が必要だと思ったので、350万円ほどの金額が本当に必要なのかというのを理解してほしいと思ったので言ったのです。答えはいいです。皆さん直るものではないから。ただ、どういう状態で350万円出たかを聞いたかった。後でゆっくり。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、よろしいですか。

○社会福祉課長（國府田和伸君） すみません、説明不足で。自立相談支援の配置としまして、福祉専門相談員として国のほうで定めてあるのが666万8,000円ということで、その2分の1の人件費として333万4,000円を計上して、そのほか事務費21万1,000円を計上しているところでございます。

○委員長（小島信一君） ありがとうございます。

この辺で暫時休憩したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時 5分

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

障がい福祉課から説明願います。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 野村障がい福祉課長、お願いします。

○障がい福祉課長（野村 武君） 議案第106号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。37番、「地域生活支援事業委託」でございます。こちらは、障害をお持ちの方への外出支援や訓練、困難な相談等各種支援を行う事業委託で、令和3年度の委託事業のうち、事前に障害者支援施設及び相談支援事業所との契約の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄53、障害者総合支援事業費補助金60万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費用に係る補助金でございます。

次に、26、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、住民情報システム（障害者総合支援）改修事業121万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援給付支払等システムの改修委託料でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保健課から説明を願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 中澤介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、介護保険課、高齢福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1. 追加でございます。番号38、事項欄、生活管理指導短期宿泊事業委託、期間、令和3年度、限度額13万4,000円、こちらは体調や生活環境等の変化により在宅での生活が一時困難となった高齢者に対し、短期間の施設宿泊により体調の回復を図ることで在宅生活ができるように支援する委託事業でございます。この事業につきましては、令和3年度の委託事業であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国

庫支出金、項2 国庫補助金、目3 民生費国庫補助金、説明欄32、介護保険システム整備費補助金173万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用に係る補助金でございます。

次に、26、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 老人福祉費、説明欄、介護保険特別会計繰出金378万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修費並びに地域支援事業費の増額に係る市の法定負担分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。詳細につきましては、議案第109号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」で説明させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第107号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について審査願います。

医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 着座にて説明いたします。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第107号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,961万5,000円を追加するもの、及び債務負担行為を設定する補正予算でございます。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。「国民健康保険税コンビニ・スマートフォン収納委託」、「国民健康保険税公金収納情報データ化委託」、「特定健診受診券等印刷・封入封緘委託」及び「特定健診予約受付委託」の4件につきましては、令和3年度の委託事業でございますが、事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4 県支出金、項2 県補助金、目5 保険給付費等交付金、節2 特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）1,818万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国保直営診療施設であります茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部、今回は医療機器の整備及び総合相談など、健康管理事業の実施に要した費用の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

続きまして、款8 項1 繰越金、目2 節1 その他繰越金、説明欄1、前年度繰越金143万円の増額をお願いするものでございます。これは、住民情報システムのうち国民健康保険税システム改修につきまして、特別調整交付金の交付対象予定ではございますが、令和3年度の申請となるため、繰越金にて対応するものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1 総務費、項2 徴税费、目1 賦課徴収費、節12 委託料、説明欄、住民情報システム（国民健康保険税）改修経費143万円の増額をお願いするものでございます。これは、地方税法等の一部改正により、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準

の見直しに対応するためのシステム改修を行うためのものがございます。

続きまして、款6保健事業費、項3目1国民健康保険直営診療施設事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業1,818万5,000円の増額をお願いするものがございます。これは、歳入で国保直営診療施設であります茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部として交付された交付金を、市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものがございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第107号の採決をいたします。

議案第107号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第108号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について審査願います。

引き続き医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第108号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,770万円を増額するもの及び債務負担行為を設定する補正予算でございます。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。「後期高齢者医療保険料コンビニ・スマートフォン収納委託」、「後期高齢者医療保険料公金収納情報データ化委託」、「長寿健診受診券等印刷・封入封緘委託」及び「長寿健診予約受付委託」の4件につきましては、令和3年度の委託事業でございますが、事前に契約が必要なことから債務負担行為の設定をお願いするものがございます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1節1、説明欄1、保険基盤安定繰入金3,026万4,000円、続きまして、同款同項目2その他繰入金、節2、説明欄1、事務費繰入金99万円及び節3、説明欄1、その他繰入金644万6,000円、合わせて3,770万円の増額をお願いするものがございます。これらは、一般会計からの繰入れを計上いたしました。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項2目1徴収費、節12委託料、説明欄、住民情報システム（後期高齢者医療）改修事業99万円の増額補正でございます。これは、平成30年度税法改正の対応として、令和3年度から住民税基礎控除等の見直しに対応したシ

システム改修に係る委託料として支出するものでございます。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助及び交付金、説明欄、後期高齢者医療給付費納付金644万6,000円の増額補正でございます。これは、令和元年度の後期高齢者医療療養給付費の市負担額確定に伴います精算分を後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出するものでございます。

次に、同款同項目2保険基盤安定納付金、節18、説明欄、後期高齢者医療保険基盤安定納付金3,026万4,000円の増額補正でございます。これは、後期高齢者、低所得者及び被扶養者の保険料軽減分の市補填分が確定したことに伴う増額補正でございます。後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第108号の採決をいたします。

議案第108号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第109号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 中澤介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第109号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」のうち、介護保険課、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ473万5,000円を追加するほか、債務負担行為を設定する補正予算でございます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。まず、番号1から4でございますが、事項欄、「下館東部地区地域包括支援センター運営委託」、「下館西部・北部地区地域包括支援センター運営委託」、「下館南部地区地域包括支援センター運営委託」、「関城・明野・協和地区地域包括支援センター運営委託」につきましては、地域包括支援センター業務に係る委託事業でございます。

次に、番号5から8でございますが、事項欄、「介護用品（紙おむつ）支給委託」、「高齢者配食サービス委託」、「生活支援配食サービス委託」、「介護予防事業バス運行委託」につきましては、高齢者の在宅支援サービス及び介護予防に係る委託事業でございます。

次に、番号9、10、事項欄、「介護保険料コンビニ・スマートフォン収納委託」、「介護保険料公金収納情報データ化委託」につきましては、介護保険料の収納に係る委託事業でございます。これらの事業につきましては、令和3年度の委託事業であります。事前に契約が必要なことから債務負担行為の設定をお願い

いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目10地域支援事業交付金、説明欄、現年度分包括的支援・任意事業交付金63万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の増額に係る国の法定負担分でございます。

次に、款6 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金、説明欄、現年度分包括的支援・任意事業交付金31万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の増額に係る県の法定負担分でございます。

次に、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 その他一般会計繰入金、説明欄1、事務費繰入金346万5,000円、下段、目10地域支援事業繰入金、説明欄1、現年度分包括的支援・任意事業繰入金31万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これらは、介護報酬改定等に伴うシステム改修費並びに地域支援事業費の増額に係る市の法定負担分の繰入金でございます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1 総務費、項2 目1 賦課徴収費、説明欄、住民情報システム（介護保険）改修事業346万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料でございます。

次に、款4 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目8 任意事業費、説明欄、配食サービス事業165万円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、65歳以上の独り暮らし高齢者、心身の障害や傷病等により食事の調理が困難な高齢者のみの世帯の方の栄養管理とともに、安否確認を行うものでございます。利用者の増加が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。

次に、款5 項1 目1 基金積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業38万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の増額により、その財源となる介護保険料の剰余金が減額となることから積立金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第109号の採決をいたします。

議案第109号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第112号についても複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思いま

す。

それでは、医療保険課から説明願います。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、医療保険課分の補正予算についてご説明いたします。

14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、節27繰出金、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金1,081万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、人事異動及び制度改正等により国民健康保険担当職員の給与関係経費の減額が見込まれることに伴い、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金を減額補正するものでございます。

次に、2段下、目8老人医療給付費、節27繰出金、説明欄、後期高齢者医療経費15万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、制度改正等により後期高齢者医療担当職員の給与関係経費の減額が見込まれることに伴い、一般会計から後期高齢者医療特別会計の繰出金を減額補正するものでございます。

詳細につきましては、議案第113号、議案第114号でご説明いたします。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

続いて、社会福祉課から説明願います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課、國府田です。よろしくお願います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄41、生活困窮者自立支援事業費負担金109万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正により賞与支給率を0.05月引下げとなることから、当該規定を準用する会計年度任用職員として、自立相談支援員4人分と就労支援員2人分の計6人分の減額となる期末手当23万5,000円の国庫負担分4分の3、17万6,250円を減額補正するものでございます。また、同じ支援員6名分の社会保険料につきましても、全員が社会保険ではなく国民健康保険加入であることから、国庫補助対象であります122万2,000円の国庫負担分4分の3の91万6,500円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願います。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

続いて、高齢福祉課から説明願います。

○高齡福祉課長（吉原真由美君） 高齡福祉課、吉原でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 吉原高齡福祉課長、お願ひします。

○高齡福祉課長（吉原真由美君） 議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、高齡福祉課、介護保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

10、11ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄52、新型コロナウイルス感染症高齢者検査助成事業補助金1,000万円の増額補正をお願ひするものでございます。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

次に、14、15ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金68万3,000円の減額補正をお願ひするものでございます。これにつきましては議案第115号でご説明いたします。

次に、16、17ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策事業2,049万7,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは、新型コロナウイルスの感染拡大や重症化を防止する観点から、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方で心配な要素がある方に対し、ご本人の希望により新型コロナウイルス感染症の検査を受けた際に要する費用の一部を助成するものでございます。助成額に対する財源でございますが、新型コロナウイルス感染症高齢者検査助成事業補助金で1,000万円、残りの1,049万7,000円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応するものでございます。検査は、真壁医師会下館支部所属で検査ができることを公表している医療機関に委託したいと考えており、現在真壁医師会と調整中です。検査の開始は1月中旬を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

続きまして、議案第113号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について審査願ひます。

医療保険課から説明願ひます。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願ひします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第113号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ1,081万7,000円を減額する補正予算でございます。

初めに、10ページ、11ページをお開き願ひます。2、歳入でございます。款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、説明欄1、職員給与費等繰入金1,081万7,000円の減額補正をお願ひするものでございます。これは、人事異動及び制度改正等により国民健康保険担当職員の給与関係経費の減額が見込まれることから、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願ひます。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、

目1 一般管理費、説明欄、国保総務職員給与関係経費1,094万4,000円、及び国保総務一般事務費7万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく項2 徴税費、目1 賦課徴収費、説明欄、国保徴税職員給与関係経費20万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これらは、人事異動及び制度改正等により、それぞれの給与関係経費を減額及び増額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、14から17ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第113号の採決をいたします。

議案第113号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第114号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について審査願います。

引き続き医療保険課から説明願います。

○委員長（小島信一君） 坂谷医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（坂谷康弘君） 議案第114号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ15万円を減額する補正予算でございます。

初めに、10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 その他繰入金、説明欄1、人件費繰入金15万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、制度改正等により後期高齢者医療担当職員の給与関係経費の減額が見込まれますことから、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、説明欄、後期高齢者医療職員給与関係経費15万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、制度改正等により給与関係経費を減額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、14から17ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 討論を終結いたします。

これより議案第114号の採決をいたします。

議案第114号「令和2年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(小島信一君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第115号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第3号)」について審査願います。

高齢福祉課から説明願います。

○高齢福祉課長(吉原真由美君) 高齢福祉課、吉原です。着座にて説明させていただきます。

○委員長(小島信一君) 吉原高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長(吉原真由美君) 議案第115号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ163万1,000円の減額をお願いするものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、説明欄、現年度分包括的支援・任意事業交付金63万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、説明欄、現年度分包括的支援・任意事業交付金31万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節1説明欄、職員給与費等繰入金7万円、その下、節2説明欄、事務費繰入金29万6,000円、及び目10地域支援事業繰入金、節2包括的支援・任意事業繰入金、説明欄、現年度分包括的支援・任意事業繰入金31万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらは、職員の給与改定等により給与等関係費の減額が見込まれることから、財源となる交付負担金の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、介護保険総務職員給与関係経費7万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、説明欄、介護保険会計年度任用職員関係経費29万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費、説明欄、地域包括支援職員給与関係経費164万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらは、職員の給与改定等により給与等関係経費の減額が見込まれることから、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

次に、款5項1目1基金積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業37万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の減額により、その財源となる介護保険料の剰余金が発

生することから積立金を増額するものでございます。

なお、詳細は、14ページから17ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第115号の採決をいたします。

議案第115号「令和2年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査は終了いたしました。

ここで皆さんにご相談なのですが、あとこども部と教育委員会があるのですが、時間的には恐らく20分ぐらいかかると思うのですが、続けますか、それともお昼を取りますか。

（「やっちゃおう」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） いいですか、ではこのまま。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（小島信一君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、こども部所管分について審査願います。

こども課から説明願います。

○こども課長（長島治子君） こども課、長島です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長、お願いします。

○こども課長（長島治子君） 議案第106号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。39番、「保育料等収納事務委託」から41番、「ファミリー・サポート・センター事業委託」までの3本でございます。以上、39番から41番は、期間、令和3年度となり、事前の契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明欄11、子ども・子育て支援事業費補助金について1,718万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、説明欄24、安心こ

ども支援事業費補助金について1,718万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上の歳入補正の詳細につきましては、歳出にて説明させていただきます。

次に、26、27ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄の幼児教育・保育無償化実施円滑化事業につきましては、補正額の財源内訳の欄、国費である子ども・子育て支援事業費補助金1,718万1,000円の財源を県費である安心こども支援事業費補助金へ全額振り替えるものでございます。財源の内訳の変更のみで、補正額はございません。こちらは、茨城県安心こども支援事業費補助金の交付要項に改正があり、補助対象事業に当該事業が追加され、県支出扱いとなったため、国庫支出金から県支出金に振り替えるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課から説明願います。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 母子保健課の百目鬼です。どうぞよろしく願います。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 百目鬼母子保健課長、願います。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 議案第106号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。42番、「しもだて子育て支援センター運営委託」から48番、「産後ケア事業委託」までの7本でございます。以上、42番から48番は、期間、令和3年度となり、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄12、妊娠・出産包括支援事業補助金について156万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容は、歳出にて説明させていただきます。

24、25ページをお開き願います。続きまして、歳出についてご説明いたします。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、補正額の財源内訳の欄、妊娠・出産包括支援事業国庫補助金の補助となる事業が追加され、医療機関での3から4か月健康診査の財源に組替えがあったものでございます。これは、今年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集団健診から医療機関委託健診に変更した3から4か月健康診査が国庫補助、これが国の2分の1の対象となったことに伴うものになります。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

続いて、議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、こども部所管分につい

て審査願います。

こども課から説明願います。

○こども課長（長島治子君） 失礼します。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長、お願いします。

○こども課長（長島治子君） 議案第112号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明欄3、母子家庭等対策総合支援事業費補助金について26万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金について2万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、説明欄24、安心こども支援事業費補助金について18万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄8、子ども・子育て支援交付金について2万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、歳入補正の詳細につきましては、歳出にて説明させていただきます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄の子育て支援コンシェルジュ事業につきまして2万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく目2児童措置費、説明欄の幼児教育・保育無償化実施円滑化事業につきまして18万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく、説明欄、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきまして26万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらは、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正により、期末手当支給率について0.05月分引き下げることになることから、当該規定を準用する会計年度任用職員の期末手当及び社会保険料について減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

○こども課長（長島治子君） ありがとうございます。

○委員長（小島信一君） 次に、母子保健課から説明を願います。

百目鬼母子保健課長、お願いします。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 議案第112号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目4衛生費交付金、節1保健衛生費交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金について1万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項4交付金、目4衛生費交付金、節1保健衛生費交付金、説明欄3、子ども・子

育て支援交付金について1万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、歳出にて説明いたします。14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄、こども家庭総合支援拠点運営事業のうち、児童や保護者の養育等に関する相談を担う家庭児童相談員に関わる期末手当について、5万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、母と子の保健相談支援事業のうち、妊産婦や子育て家庭の相談を担う母子保健コーディネーターの期末手当について、3万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらは、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正により期末手当支給率について0.05月分引下げとなることから、当該規定を準用するに伴い、当課予算の会計年度任用職員の期末手当について減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第112号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第112号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、福祉文教委員会所管分について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上でこども部の審査は終了しました。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（小島信一君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

なお、文化課から議案第103号に追加資料の提出がございましたので、配付してございます。

それでは、議案第99号「板谷波山記念館における指定管理者の指定について」審査願います。

文化課から説明をお願いします。

○文化課長（小林 均君） 着座で失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 小林文化課長、お願いします。

○文化課長（小林 均君） それでは、議案第99号「板谷波山記念館における指定管理者の指定について」ご説明をいたします。

内容につきましては、本会議でも説明したとおり、議案書のとおりとなっております。次のページをお開きいただきたいと思います。参考といたしまして、「板谷波山記念館の指定管理業務に係る仮協定書」の写しがございます。指定管理委託料の上限額は5年間で5,401万円、当該上限額は別途、今定例会に上程

しております議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」の債務負担行為の追加としてございます。板谷波山記念館につきましては、現在の指定期間が令和3年3月31日で終了となることから、施設の管理運営を引き続き指定管理者制度により行うために指定の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の指定に当たりましては、本来公募することが筑西市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条に規定してございますが、板谷波山記念館の施設内に指定管理者であります公益財団法人波山先生記念会が所有する生家、作業棟があること、また展示する所蔵品が公益財団法人波山先生記念会の所有であること、加えてこれまでの実績を考慮いたしまして、公募の例外規定である同条例第5条の公募によらない候補者の選定により、公益財団法人波山先生記念会を候補者として選定したものでございます。

お手元に追加の資料を、お許しをいただきましてお配りしてございます。資料の3ページ、「別紙2」と書かれた資料を御覧いただきたいと思っております。別紙②でございます。直近、令和元年度の板谷波山記念館管理委託の決算書でございます。委託料の総額は384万円、令和元年度消費税改定がございまして、385万9,574円となっております。これは、類似の博物館や記念館に比べますと非常に低い金額となっております。市からの委託料、そして入館料収入に加えて、財団補助の名目によって公益財団法人波山先生記念会から持ち出しをもって収支を維持しているというような状況でございます。

資料のページ番号1ページに移らせていただきたいと思っております。ページが前後して申し訳ございません。1ページでございます。こちらは、板谷波山記念館の指定管理者の候補者に当たってプレゼンテーションを行いました、その資料でございます。板谷波山記念館につきましては、候補者選定に当たりましては公募によりませんでした。今後どのような指定管理運営を実施していくのかといった観点からプレゼンテーションを実施いたしました。プレゼンテーションは10月13日に行い、財団から板谷波山記念館の指定管理について説明がございました。管理運営方針を波山先生の作品、美術資料を展示することにより、その業績を広く周知し、筑西市の文化振興に寄与することが記念館の基本的な役割と捉え、波山先生の魅力を最大限に引き出す活動をするを基本方針とし、学芸員の設置や波山記念館を会場とする収蔵品展の開催などについて説明をいただいております。

続きまして、資料の2ページ、ページが前後いたしまして申し訳ありません。2ページを御覧ください。令和3年度から令和7年度の指定管理業務の予算収支でございます。1、指定管理事業（既存事業）とございますのが、これまで指定管理委託業務に沿った業務内容でございます。2、指定管理事業（新規事業）とございますのが今回新たに追加した業務内容でございます。新たな業務に係る主な経費といたしましては、財団が雇用する学芸員に係る人件費と事務費、そして多い年、最大で年2回の収蔵品展などに係る事業でございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 事前に資料のほうを用意していただきましてありがとうございます。その中で、令和3年度から大きく人件費が上がっています。今まで人件費何人だったところが令和3年度から新たに何人になるのか。

また、令和3年度から財団の補填がなくなりますが、その経緯についてお願いいたします。

また、指定管理料、随分大きく増額になっていますが、入館料の見込みがさほど大きく変更していません。その点、入館者数などはどのぐらいを見込んでいるのか。この指定管理料を払ってこの事業を行う効果、どれほどあるのかについてお願いします。

○委員長（小島信一君） 3点ですね。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（小島信一君） 小林文化課長、お願いします。

○文化課長（小林 均君） まず、人件費でございます。人件費につきましては、これまで事務局長1名とローテーションを組んで受付をしていただいております5人、合わせて6人の賃金でございます。職員につきましては、令和3年度からの今後の指定管理期間につきましても、変わらず事務局長1名と職員、受付5名でございますが、これまで予算化、対象としておりませんでした職員の皆さんの法定福利費などの増額、そして一人一人の最低賃金を上回る形に改正、増額させていただいております。

続きまして、財団の補填なのですが、本来であれば一斉管理につきましては、収支が赤字になれば管理業者のほうで補填するという形が正当かと思っておりますが、この板谷波山記念館につきましては、これまで384万円ということで、同じような博物館、記念館施設に比べまして非常に安価な委託料でございました。むしろこれをお願いするのがちょっと難しいような金額がずっと続いておりましたので、その点を改正させていただいて、増額ということでございます。

最後に、入館者数なのですが、この中で見込んでおりますのは年間約5,000人、そして所蔵品展を行いました期間につきましては、プラスして500人程度、年に2回所蔵品展があるときには1,000人程度の入館者の増を見込んでございます。本来であれば入館者数をもっと多く見込めればよろしいのでございますが、現実と照らし合わせまして、そういった入館者数の増というふうに見積もってございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この所蔵品展とかなのですが、指定管理者のほうからこのぐらいの金額と指定されて新規事業とかの金額が決まったのが1点と、入館者数を増やすために指定管理者に今後年間5,000人ではなく、もっと入館者数上がるようにということで市のほうは求めていくのかについてお願いします。

○委員長（小島信一君） 2点ですね。

小林文化課長。

○文化課長（小林 均君） 所蔵品展に係る経費でございますが、指定管理者のほうから指定管理の申請というものを上げていただくような形になってございまして、その中でいただいた経費、それを教育委員会側と詳細協議をいたしまして、このような形とさせていただきました。

入館者数でございますが、こちらで見積もりました見込数よりも当然一人でも多く入館していただけるようにお願いしたいと考えております。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（小島信一君） それでは、榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今、入館者数のことで大分頑張っているようなことを聞きましたが、我々もこの美術館とか波山記念館とかできる前から、各地いろいろなこういう土地土地の名を博した、最近で言えば長岡町に行ってきたのですが、年間1,000人の入館者が、これでも多く出たなんて、とんでもない話だよ、これだけの経費をかけて。ほかと比較したら、板谷波山先生を顕彰するこの建物と所蔵品で、これは紛れもなく陶芸家では今1位らしいです。でも、それほど市民に理解されているか、称賛されているかというところ、一部芸術に堪能する方は非常にやって、それはいいと思うのです。でも、先ほどの話を聞くと、板谷波山記念館のおかげで文化芸術の振興に大いに役に立ったなんていうのはうそでしょう。ほとんど出ていないよ。私いつか議会でも言ったように、陶芸展に全国から何千と集まって、10人も出展していないのだよ、筑西市からは。どこに振興に役に立っています。それで、年間1,000人ぐらいで、普通は10万、20万人来るぐらいの入場者を集めて初めてこの記念館とか博物館だと、私は全国歩いていて思いました。ですから、今、小倉委員がおっしゃいましたように、我々の税をかけて顕彰するとともに、いかにしたら板谷先生をもう少し地名度を上げて、まさに我々のまちが誇れる陶芸家がいるのだということアピールに精を出したほうがいいと思うのです。この板谷先生の何とか……波山……

（「波山先生記念会」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）記念会。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）その方々ともう1度よくやって、あの方々の言うとおりに私なることないと思うのだけれども。すみません、質問ではなくて。意見言ってしまいました。

○委員長（小島信一君） では、よろしいですね。

○委員（榎戸甲子夫君） はい、答弁はいいです。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第99号の採決をいたします。

議案第99号「板谷波山記念館における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ありがとうございました。

改めて皆さんにちょっと相談するのですが、あと数えたら課長さん9人、説明があるのですが、どうでしょう。ここで休憩取りますか。

今9人やると1時になりそうですね。

（「休憩取ったら」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時33分

再 開 午後 1時30分

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、議案第103号「筑西市板谷波山記念館条例及び筑西市立農業資料館条例の一部改正について」審査願います。

引き続き文化課から説明願います。小林文化課長。

○文化課長（小林 均君） よろしく願います。議案第103号「筑西市板谷波山記念館条例及び筑西市立農業資料館条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、筑西市板谷波山記念館及び筑西市立農業資料館、2つの条例を改正するものです。1ページの（筑西市板谷波山記念館条例の一部改正）から2ページ目の5行目までが板谷波山記念館に関する改正内容、そして次の6行目からが筑西市立農業資料館条例の一部改正の内容でございます。

初めに、この提案理由でございますが、現行の「筑西市板谷波山記念館条例」及び「筑西市立農業資料館条例」には、これまで減免の対象といたしまして身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けた者とその付添人についての減免をするという具体的な例示はございましたが、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者についての例示がなかったことから、必要な改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず入館料の減免に係る部分のみご説明いたします。裏面2ページ目、2行目の「入館料の減免」、第7条以降が板谷波山記念館の、そして9行目、「入館料の減免」、第6条以降が農業資料館の、それぞれの入館料の減免についての新しい条文案でございます。板谷波山記念館と農業資料館、どちらも同様に「公用若しくは公益事業のため記念館あるいは資料館を利用するとき、又は相当の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。」と改正するものでございます。

お手数ですが、この2ページと併せまして参考資料としてお手元にお配りしてございます「筑西市板谷波山記念館条例施行規則」及び「筑西市立農業資料館条例施行規則」の改正案を御覧ください。こちらの参考資料は、今回の条例と併せて改正する施行規則の減免に係る部分をまとめたものでございます。板谷波山記念館、農業資料館ともに別表の中で（1）身体障害者手帳、（2）療育手帳、そしてこれと併せましてこれまでは条例に具体的に例示されていなかった（3）精神障害者保健福祉手帳を加えた形で規則のほうも併せて改正するものでございます。これらの改正は、条例では減免の対象者を個別には列記をせずに、減免のための根拠を示すことに伴いまして、施行規則の別表をもって詳細を例示するというもので、運用の弾力化を図るための改正でございます。

次に、併せて入館料の減免以外の改正もございます。1ページにお戻りください。板谷波山記念館条例につきましても、これまでの第3条を削りまして、開館時間に関する第4条と休館日に関する第5条を改正するものでございます。これらの改正は、他の公の施設の設置管理条例の規定に用字句などを合わせるための改正でありまして、これによって開館時間あるいは休館日を変更するというものではございません。

最後に、附則でございますが、「この条例は、公布の日から施行する」としてございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第103号の採決をいたします。

議案第103号「筑西市板谷波山記念館条例及び筑西市立農業資料館条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、教育委員会所管分について審査願います。

学務課から説明願います。

松岡学務課長、お願いします。

○学務課長（松岡道法君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書11ページから説明させていただきます。11ページ、番号62、債務負担行為でございます。真岡市義務教育委託100万円でございます。真岡市への小中学生の就学を委託するものでございまして、令和3年度分でございます。

続きまして、番号63、1つ飛びまして65番、それぞれ小学校プール薬品、中学校プール薬品の購入でございます。令和3年度に利用しますプールの薬品を購入するための事前契約を可能にしようとするものでございます。

続きまして、64番、66番、1つ飛んでしまうのですが、「小学校教師用教科書・指導書購入」、66番、同様に「中学校教師用教科書・指導書購入」でございます。令和3年度から利用します教師用の指導書を事前に購入し、令和3年度当初から利用ができるようにしようとする債務負担行為の設定でございます。

続きまして、20、21ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、右の説明欄1、教育費寄附金201万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、200万円の寄附を株式会社ユニゾンモバイル様から「教育の振興費として」ということでいただいております。また、もう1口、下館陶芸クラブ様から「学校用の図書代として」ということで、1万円の寄附をいただいたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、28、29ページをお開き願いたいと思います。款10教育費、項2小学校校費、目1小学校管理費、右の説明欄、小学校運営関係費200万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明しました200万円の教育振興のためという寄附金を活用させていただきまして、小学校に複合機、コピー機とファクスの複合機です。複合機を購入させていただきたいというふうを考えるものでございます。

次に、下段の小学校教育振興事業1万円の増額をお願いするものでございます。先ほど同様、歳入でい

ただきました図書費としての1万円を活用しまして、小学校の図書を購入しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願ひます。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 寄附をいただいた株式会社ユニゾンモバイルはどここの会社ですか。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） ユニゾンモバイル様、下館の、分かりやすく言いますとドコモショップをやっている須鎌様でございます。

○委員長（小島信一君） すみません、もう1回、正確に教えてください。何とかモバイル。

○学務課長（松岡道法君） 株式会社ユニゾンモバイルという会社です。

○委員長（小島信一君） ユニゾンなのですか。

○学務課長（松岡道法君） ユニゾン、はい。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、下館学校給食センターから説明を願ひます。

○下館学校給食センター長（大島康弘君） 下館学校給食センター、大島です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 大島下館学校給食センター長、お願ひします。

○下館学校給食センター長（大島康弘君） 議案第106号のうち、学校給食センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

24ページ、25ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、10、需用費2,250万3,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは令和3年1月分から3月分までの小中学校児童生徒の給食費保護者負担分について、児童生徒1人につき月額1,000円の軽減額に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。内訳といたしましては、下館学校給食センター分として1,837万8,000円、明野学校給食センター分として412万5,000円、合わせて2,250万3,000円でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開き願ひます。款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、説明欄、下館学校給食センター給食提供事業、10需用費1,837万8,000円、下段の明野学校給食センター給食提供事業、10需用費412万5,000円、合わせて2,250万3,000円の減額補正をお願ひするものでございます。これは、先ほど説明いたしました小中学校児童生徒に係る給食費保護者負担分の軽減に係る事業を下館学校給食センターと明野学校給食センターの各給食提供事業から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に移行することに伴い、需用費を減額補正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

続いて、文化課から説明をお願いします。

小林文化課長、お願いします。

○文化課長（小林 均君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、教育委員会文化課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

11ページを御覧ください。第3表、債務負担行為、1. 追加でございます。67番、「板谷波山記念館指定管理委託」、期間は令和3年度から令和7年度、限度額は4,910万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。内容といたしましては、先ほどの議案第99号「板谷波山記念館における指定管理者の指定について」でご説明いたしました板谷波山記念館の指定管理委託について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

引き続き68番、「板谷波山生誕150年記念事業」、期間は令和3年度から令和4年度、限度額は2,932万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。内容といたしましては、市長の招集あいさつにもございましたように、本市の名誉市民であり、陶芸家として初めて文化勲章を受章した板谷波山先生が令和4年に生誕150年を迎えることから、この節目の年に波山先生が生まれたこの筑西市で記念事業を開催するため、その経費について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。具体的には、1つ、しもだて美術館を主な会場といたしまして、波山先生のよりすぐりの作品を全国から借り上げてまして公開いたします。2つ目として、板谷波山記念館において、波山の歩みやふるさとへの愛、人柄などが分かるエピソードを交え、ゆかりの品々、古い映像などを公開いたします。3つ目として、まち全体を会場に、街歩きツアーや講演会などの関連イベントを開催いたします。

なお、令和3年度は主に展覧会の準備を、令和4年度に展覧会ほか記念イベントを行う予定でございます。また、実施に当たりましては、実行委員会を組織しまして、この委員会により事業の企画運営を協議、検討いただいて進める方針でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 金額も消費税入れて三千何百万円になります。大きな企画ですけれども、さっきの指定管理のときにも話がありましたように、もっともっと人が来るような、そしていろいろ筑西市をアピールできるような記念館なりイベントにしなくてはならないと思うのですが、それで一番恐れるのは、最初に言ってしまいますけれども、一番恐れるのはイベントをやって終わったらまた元どおりだったと。現状になったということでは3,000万円がもったいない。そういうことのないようにいろいろ企画をすると思うのですが、その令和4年度に行う企画のいろいろな構想、その構想はどういうものなのだろうということが一番大事な部分だろうと思うので、まずそれをお聞かせしていただきたいということと、それから実行委員会でいろいろ決めていくわけですけれども、その実行委員会のメンバーはどういうところを想定しているのか、まずこれをお願いします。

○委員長（小島信一君） イベントの構想と実行委員会のメンバーですかね。2点。

小林文化課長、よろしく願いします。

○文化課長（小林 均君） 構想でございますが、主なイベントの内容、事業の一番の主な内容は、展覧

会でございます。その展覧会については、しもだて美術館を会場に開催したいと考えております。その展覧会を開催するに当たりましては、全国から波山先生のよりすぐりの作品をお借りいたしまして、それを展示する形を予定してございます。そのほかに板谷波山記念館でも波山の人柄やふるさとへの愛などが分かるような展示をさせていただきます。また、そのほかに市を挙げての事業にしたいということで、まちを使つてのウォークラリーですか、そういったもの、それから講演会等、様々なイベントを開催したいというふうには考えております。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○文化課長（小林 均君） もう1つ、実行委員会なのですが、実行委員会については、債務負担行為の議決をいただきまして、それで予算が担保されてから動き出したいというふうに考えておりますが、一応市長を頭に、そのほか関係団体の皆様に参加いただきたいなというふうに考えております。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

では、小野塚教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 補足いたします。

1つ目の質問の構想の部分で。板谷波山の生誕150年というのは、筑西市でなくてほかの美術館、例えば重要文化財で持っている新潟の敦井美術館だとか、あとは分館ですけれども、東京にあります泉屋博古館というのがあるのですけれども、そこは板谷波山の重要文化財持っています。あと、そのほかに出光美術館だとか、そういったところでも150年の記念企画展というのはやるであろうと。そういう中で、あっちこっちでやり始めますが、こちらは生誕の地でありますので、それに負けないような、ふるさとで祝う生誕150年ということで、この記念事業をもくろんでございます。その後、三浦委員おっしゃいましたのは、イベントやってまた元に戻ってしまうのかという部分、そういった懸念もございます。この記念事業とは別に、先ほど指定管理業務の部分で参考資料も差し上げましたけれども、今までの人件費は事務局長と、あと受付の臨時のパートの方5人だけだったのですけれども、さらに指定管理料380万円から一千何十万円と上げましたけれども、その中には常時財団が学芸員を雇って、何かしら、ただ展示するだけではなくて、人を集められるような工夫が財団のほうでできるようにという仕掛けですか、そういったことでもくろんでおります。そういった構想がございます。

もう一つ、実行委員会のメンバーですけれども、最近協議会であったものとして、1つに国体がございます。国体のとき実行委員会組織という形式でやりました。あとは報徳サミット、今回の場合には、国体の場合には本当に議員さん全員であつたりして、皇族の方も来ましたけれども、そのバージョンよりも、報徳サミットぐらいのバージョンで考えて、今構想といいますか、練っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 謙君） 後に残せる、後にかえって盛り上がる仕掛けの起爆剤に、今度の生誕150周年をやれば一番いいわけですね。今まで波山のお客さんが少ないだとか売上げ少ないだとか言われて、非常に影になっていた部分ですけれども、それでそれを名誉挽回するにはどうしたらいいかという一番の大本の部分、そういうものが1年間のいろいろな催物の中で連打されていくという形ならば、我々はもろ手を挙げて大賛成。ただ、さっきも言ったように、お金をかけてイベントをやったけれども、それで終わってしまったということでは非常にもったいないので、いかにつなげていくかの部分です。芸術の中でもまた陶

芸という部分で、非常に敷居が高いというか入り口が狭いというか、そういうものを扱っているわけなので、その実行委員会の中でもうちょっと見方の違う展開をできる人なり、そういったものをぜひ中に入れて検討していただきたいなど。

○委員長（小島信一君） よろしいですか、要望ということで。

○委員（三浦 譲君） これ要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 資料のほうを用意していただいてありがとうございます。2年で約3,000万円という予算ですが、この予算の大まかで結構なので、使い道というのですか、この予算を設定した積算みたいなものを説明していただきたいと思いますので、お願いします。

○委員長（小島信一君） 小林文化課長、お願いします。

○文化課長（小林 均君） ご説明申し上げます。

今後実行委員会の中で協議、検討をされますので、変更される部分もあるかと思いますが、大まかに申し上げますと、作品を借りるための賃借料、そういったものの経費、借り上げるための経費です。それに189万円、ポスターや看板、広告など宣伝にかかる経費、そういったものにかかる経費、そして作品の運搬や搬入搬出、展示に係る経費、そして作品に掛ける保険料、事業全体の運営サポートをするエージェントの経費、そのほか各種イベントの経費などを考えております。

以上です。

○委員長（小島信一君） 今の答弁でよろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい。後で詳しい資料をお願いします。もうちょっと、イベントだったらイベントに幾らとかという積算が出ていればお願いします。

あと、先ほど指定管理でありました新規事業で収蔵品展などを行うということですが、それとこちらの生誕150年の記念事業との関わりについてお願いします。

○委員長（小島信一君） 小林文化課長、よろしいですか。ダブっている感じもしますよね。

お願いします。

○文化課長（小林 均君） この経費につきましては、実行委員会のほうでご協議いただきまして、第1回実行委員会が終わりましたら、また議会のほうにもご報告させていただきたい。全員協議会でご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、収蔵品展との関わりですが、収蔵品展がある期間については、150年展がある期間につきましては、板谷波山記念館がそちらのほうで使えなくなりますので、その期間、収蔵品展は行わないという形で考えております。

以上です。

○委員長（小島信一君） よろしいですか、小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、この3,000万円という予算は、どのように出したのかをお願いします。

○委員長（小島信一君） 何か繰り返しの質問になってしまうのですが、よろしくをお願いします。

○委員（小倉ひと美君） 実行委員会で改めてということなのですが、ある程度の目星がついて3,000万円という予算をつけたとは思いますが、その細かな資料というのは、実行委員会が終わらないとい

ただけないものなのかということ。

○委員長（小島信一君） どうでしょう、実行委員会が終わらないと、進まないとい今の資料は出ないのかという質問ですが。

小林文化課長。

○文化課長（小林 均君） この概算を決めるに当たりましては、財団法人の波山先生記念会、指定管理者なのですが、そちらのほうにある程度目安となる金額を出していただきまして、それで詳細協議をして出した数字でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（小島信一君） では、榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 板谷波山先生の偉業とか、先ほど申しました陶芸家日本ナンバー1、1位ですよ、今でも。私らも議員になってもう30年近くやっていますが、その名刺まで刷って、各地へ研修視察に行きましたよね。どのまちへ行っても板谷波山と言ってもほぼ知っている人いません。今もって。それで3,000万円、5,000万円かけても、恐らく自分たちのまちだけの満足感だけで、対外的にはほとんど響かないと思うのです。ということは、入場者倍増なんてありっこないと思う。中のスタッフ増やして。入場者が来なければ説明しても要らないわけですから。今までの方針から、今度人件費を増やして館内で説明をするのだと言っていますけれども、人数が増えてきたらそういう手順を踏んでもいいのだけれども、一気に人件費増やしたのはどうかなと私は疑問を持っていました。そこで、イベントを、150周年をやるに当たって、対外的にどういうアピール効果があるのか考えたことありますか。

○委員長（小島信一君） 質問もうちょっと詰めないで。

○委員（榎戸甲子夫君） はい。では、対外的アピール方法を考えてください。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。これは要望で。

○委員（榎戸甲子夫君） いや、要望ではない。

○委員長（小島信一君） では、答弁を求めたいのですが。

○委員（榎戸甲子夫君） 予算化しているのだから。

○委員長（小島信一君） 対外アピールのできることを答えていただけますか。

小林文化課長。

○文化課長（小林 均君） 板谷波山先生の展覧会ということで、当然美術関係者の皆さんに広く周知させていただきたいと思ひますし、しもだて美術館のみではなくて、様々な陶芸美術館であるとか、そういったところにも協力をお願いしてアピールさせていただきたいと思ひております。実際に前回、没後40年記念のときにしもだて美術館で展覧会を開催したのですが、そのときには有料入館者数1万1,000人を超えておりますので、当然市外の方も多くいらっしゃったと思ひます。今回もその1万人というような数字を超えられるようにアピールを考えていきたいと思ひます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） では、質問ではないです。私アドバイス、メディアに影響を持った人を探して、ケーブルテレビでは駄目です。テレビ局に行って、これを2分でも3分でも流してもらおうのです。メディアの力、テレビの力はすごいです。それをやったら板谷波山の名前がさらに再認識されて、生誕150周年と

いうタイトルをつければ、私はそれなりの効果はあると思うに、アドバイスというほどのことではないと思うのですが、小野塚教育部長、考えてみてください。

○委員長（小島信一君） 答弁を求めますか。

○委員（榎戸甲子夫君） はい。小野塚教育部長。

○委員長（小島信一君） 委員の提案に対してどうでしょう。

小野塚教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） ご提案ありがとうございます。そういったメディアの方、その筋の方といえますか、そういったことを通じといいますか、関係の方、力のある方、そういった方も実行委員会のメンバーなりアドバイザーとしてご相談して、日本一、ほかの美術館に負けない……

（「日本一だから、波山先生は」と呼ぶ者あり）

○教育部長（小野塚直樹君） （続）はい。そういった盛り上げをしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「頼むよ。うだつが上がらないんだから」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、地域交流センターから説明を願います。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 地域交流センター、海老澤でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長、お願いします。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） それでは、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、地域交流センター所管の債務負担行為補正についてご説明いたします。

補正予算書11ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1. 追加でございます。番号69番、「しもだて地域交流センター受付案内委託」、期間、令和3年度、限度額408万6,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。委託内容といたしまして、9時から16時30分までの受付案内業務の委託をするものでございます。

次に、番号70番、「しもだて地域交流センター夜間管理委託」、期間、令和3年度、限度額299万6,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。委託内容といたしまして、17時15分から22時15分までの施設の夜間貸出し及び施錠等の施設管理業務2名分を委託するものでございます。これら2つの業務につきましては、令和3年度当初からの業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となるため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから説明を願います。

○生涯学習センター長（本田浩二君） 生涯学習センター、本田です。よろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

○委員長（小島信一君） 本田生涯学習センター長、お願いします。

○生涯学習センター長（本田浩二君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、生涯学習センター所管の債務負担行為補正についてご説明いたします。

補正予算書11ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1. 追加でございます。番号71番、「関城地区公民館管理委託」、期間、令和3年度、限度額696万2,000円につきましては、関城地区公民館の貸出し、施錠、清掃業務及び夜間の貸出し及び施錠管理を業務委託するものでございます。

次に、番号72番、「生涯学習センター管理委託」、期間、令和3年度、限度額88万2,000円につきましては、センターの夜間の貸出し及び施錠管理を業務委託するものでございます。これらにつきましては、令和3年度当初からの業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、明野公民館から説明願います。

○明野公民館長（日向繁樹君） 明野公民館の日向と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 日向明野公民館長、お願いします。

○明野公民館長（日向繁樹君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、明野公民館所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費、款10教育費、項5社会教育費、事業名、明野公民館管理運営事業24万7,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、12ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1. 追加でございます。番号73、事項、「明野公民館夜間管理委託」、期間、令和3年度、限度額135万2,000円でございます。内容としましては、午後5時15分から午後10時15分までの施設貸出し及び施錠業務等の施設管理を委託するものでございます。令和3年4月1日からの業務を委託するため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括（歳入）でございます。款17財産収入、補正前額3,323万6,000円、補正額292万5,000円、計3,616万1,000円でございます。内容としましては、茨城県による県道54号線明野間々田線と県道45号線つくば真岡線交差点改良工事に伴います不動産売払収入でございます。こちらにつきましては、朝晩の交通渋滞緩和のために右折車線の設置をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。28、29ページをお開き願います。款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、説明欄、明野公民館管理運営事業、節14工事請負費、こちら53万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容としましては、歳入でご説明しました不動産売払収入の一部を使用し、道路改良工事に伴う看板等の撤去工事及び看板の再設置に伴う設置工事でございます。

なお、看板等撤去工事費としましては28万5,000円、看板の再設置費用としまして24万7,000円をお願い

するものでございます。看板再設置に関しましては、茨城県の工事が次年度にまたがることから、6ページの繰越明許費と関連して24万7,000円を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 看板の工事は、県の工事によってやらなければならないということは、県のほうから補償は出ないのですか。

○委員長（小島信一君） 日向明野公民館長。

○明野公民館長（日向繁樹君） 補償は入ってございまして、全体で何百万円という金額、二百九十万円が入っているのですが、その中の一部の金額をこちらに移設費用、工事費用として補償金額で工事するものでございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その看板は、道路脇に立っている看板のことですか。

○委員長（小島信一君） 日向明野公民館長。

○明野公民館長（日向繁樹君） 北側は、北西部にございますコンビニさんのところの交差点なのですが、あちらのところに大きな看板、縦3メートルほど、横が4メートルほどの大きな看板、施設案内看板と元気館の小さい看板、あとは周遊道路0.9キロメートルの遊歩道関係の小さい看板の合計3枚があるのですが、そちらの部分が道路改良工事に伴いまして移設するような形になってしまうものから、一旦撤去しましてストックさせてもらって、次年度工事終わり次第再設置させてもらうものでございます。

○委員長（小島信一君） 民間企業の看板でしょう、あれ。民間の方の看板ではなくてですか。

○明野公民館長（日向繁樹君） いいえ、違います。明野公民館、トレーニングセンター、図書館の看板の大きいものが1枚信号のところについてございます。それから、ちょっと南側に行きますとあけの元気館がこちらですよという看板と、あちら遊歩道になってございまして、900メートルほどの地域があるのですが、周遊コースの看板の小さいのがついてございます。その3枚を移設するという形になってございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） いいです。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、協和公民館から説明を願います。

○協和公民館長補佐（渡辺千里君） 協和の渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 渡辺協和公民館長補佐、よろしくお願いいたします。

○協和公民館長補佐（渡辺千里君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のう

ち、教育委員会地域交流センター、協和公民館所管の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

補正予算書12ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、追加でございます。番号74、事項欄、「協和公民館夜間管理委託」、期間、令和3年度、限度額は135万2,000円でございます。契約内容としたしましては、令和3年4月1日から公民館施設の夜間貸出し及び施錠等の施設管理業務1名分を行うため、17時15分から22時15分までの施設管理を委託するものでございます。令和3年度当初からの業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となるため債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、美術館から説明願います。

○美術館副館長（入山真由美君） 美術館、入山と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 入山美術館副館長、よろしくお願いいたします。

○美術館副館長（入山真由美君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、教育委員会美術館所管の債務負担行為補正についてご説明いたします。

第3表、債務負担行為補正、1. 追加でございます。補正予算書12ページをお開きください。上から3行目、番号75番、事項欄、「しもだて美術館受付委託」でございます。しもだて美術館受付委託で入館チケットの販売と案内等の業務を年度当初から委託するに当たり、事前に契約等を行う必要があることから、限度額393万4,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第106号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第106号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、福祉文教委員会所管分について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了します。

これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

[執行部退席]

○委員長（小島信一君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時20分